

農林水産物機能性等評価・実証支援事業の募集について

公益財団法人石川県産業創出支援機構

公益財団法人石川県産業創出支援機構では、農林水産物機能性等評価・実証支援事業を下記のとおり募集いたします。

記

1 対象事業

次に掲げる事業に対して、補助金を交付します。

(1) 事業内容

付加価値の高い加工食品等の製品開発に向け、大学や公的試験研究機関等の技術的支援を受けて実施する地場の農林水産物やその加工品が有する機能成分等の評価・実証事業

および既知の有用成分の増加技術や劣化防止技術など、地場の農林水産物やその加工品を対象とした新たな加工技術の評価・実証事業

事業内容イメージ (例示)

- ・加工品の原材料となる地場の農林水産物に含まれる機能性成分の評価・実証
- ・地場の農林水産物やその加工品を対象とした劣化防止技術の評価・実証 等

ただし、今回応募する事業が、同一年度内に他の補助金等による財政支援を受けている又は受ける予定の場合、審査の対象となりません。

(2) 実施期間

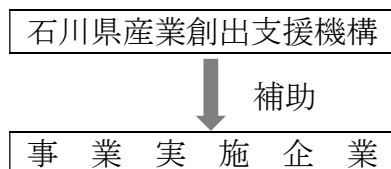
7ヶ月程度

※なお、年度をまたがる事業は対象となりません。

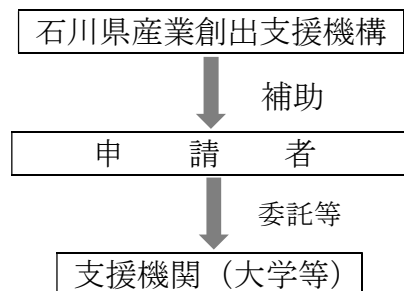
(3) 事業の実施方法等

石川県産業創出支援機構から、「2 対象者 (補助金の交付先)」に該当する者に対して補助金を交付します。

<単独企業の場合>



<支援機関に委託する場合>



※支援機関以外に川下企業等から意見をもらう場合はアドバイザーとしてください。

2 対象者（補助金の交付先）

- 石川県内に事務所、事業所、工場等を有し、次の①～⑭のいずれかに該当する者であること。

- ①中小企業者（※）
- ②企業組合、協業組合
- ③事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会
- ④農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人
- ⑤漁業協同組合、漁業協同組合連合会
- ⑥水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会
- ⑦森林組合、森林組合連合会
- ⑧商工組合、商工組合連合会
- ⑨商店街振興組合、商店街振興組合連合会
- ⑩生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会であって、その直接又は間接の構成員の3分の2以上が中小企業者（※）であるもの
- ⑪酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会であって、その直接又は間接の構成員の3分の2以上が中小企業者（※）であるもの
- ⑫鉱工業技術研究組合であって、その直接又は間接の構成員の3分の2以上が中小企業者（※）であるもの
- ⑬有限責任事業組合であって、その直接又は間接の構成員の3分の2以上が中小企業者（※）であるもの
- ⑭①から⑬に該当する者を主とする4者以上のグループであって、運営規約、事務処理体制、経理体制又は存続性から判断して、理事長が実施主体として適当と認めたもの

※中小企業者の定義

以下の表の左欄に掲げる主たる事業として営んでいる業種が、業種ごとの資本金基準又は従業員基準のいずれかの基準を満たす会社及び個人をいいます。

主たる事業として営んでいる業種	資本金基準 (資本の額または出資の総額)	従業員基準 (常時使用する従業員数)
製造業、建設業、運輸業その他の業種（下記以外）	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業（ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業を除く。）	5千万円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
ゴム製品製造業 (自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下

注1 常時使用する従業員には、事業主、法人の役員、臨時の従業員を含みません。

注2 業種分類は、日本標準産業分類の規定に基づきます。

注3 大企業と以下に掲げる関係を持つ企業（いわゆる「みなし大企業」）は対象外です。

①発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者

②発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者

③大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

ただし、以下に該当する者については、大企業として取り扱わないものとします。

- ・中小企業投資育成株式会社
- ・投資事業有限責任組合

3 補助額及び対象となる経費（補助対象経費）

（1）補助金額

2, 500千円以内（補助率：定額 10 / 10）

（2）対象となる経費（補助対象経費）

項目	内容
材料・消耗品費	材料及び消耗品の購入に要する経費
機器・設備等貸借料費	機械装置又は工具機器の借用に要する経費
旅費	本評価・実証に必要な打ち合わせを行うための旅費
技術指導費	外部の技術指導員・講師等に支払う謝金、旅費等
評価・実証費	評価または実証に要する経費
その他の経費	上記に掲げるもののほか、理事長が特に必要と認める経費

※補助対象外となる支出経費もあるため、不明な点は支出前に石川県産業創出支援機構にお問い合わせください。

4 募集期間及び応募方法

（1）募集期間

令和2年4月13日（月）から令和2年5月29日（金）午後4時（必着）

※「事業計画書」の提出は、直接持参または郵便に限ります（FAX、電子メールでの提出はできません）。

（2）提出物

上記の「1 対象事業」及び「2 対象者」に該当し、補助金の交付を受けようとする場合は、以下の資料を1部ずつ提出してください。

①「事業計画書（別添様式）」

②「申請者の決算書（直近2カ年分）」

※経営革新計画等の認定事業者は、加点の対象となる場合がありますので、上記に加え、認定書の写しを提出してください。

※事業計画書の様式は、石川県産業創出支援機構のホームページからダウンロードできます。

【URL】 <https://www.isico.or.jp/site/shinseihin/jisedaifund-nourin.html>

（3）提出先及び問い合わせ先

（公財）石川県産業創出支援機構プロジェクト推進部（担当：牧野、古川、高橋）

〒920-8203 石川県金沢市鞍月2丁目20番地 石川県地場産業振興センター新館2F

TEL:076-267-6291 FAX:076-268-1322

5 事業の選定について

以下の審査方法により、事業を選定します。

（1）審査方法（予定）

提案案件は、外部専門家等が下記審査基準に基づき評価採点を行い、その結果を踏まえて石川県産業創出支援機構が採択案件を決定します。

- ・提案書の内容に関するヒアリングを実施する場合があります。
- ・審査経過に関する問い合わせには応じられません。
- ・採択案件の決定後、速やかに採択もしくは不採択の通知を行います。
- ・採択案件については資格要件の確認後、補助金交付の手続きに移行することになります。

(2) 審査基準

●評価・実証内容について

①評価・実証体制の妥当性

評価・実証を行う十分な体制が整っているか。

②評価・実証の背景・必要性

評価・実証の必要性はあるか。

③評価・実証の目的・目標

評価・実証の目的や目標が妥当か。

④評価・実証する機能性・方法の妥当性

実証・評価する機能性や方法が妥当か。

●事業化計画（事業化面）について

①事業化計画の妥当性

販売予定の製品について、具体的に検討されているか。

※応募申請時に有効な経営革新計画等の認定を受けている事業者（申請中を含む）は、加
点の対象となる場合があります。

6 スケジュール（予定）

	時 期
審査・採択	6月上旬～7月下旬
事業開始	8月中

7 その他事業にあたっての注意事項

採択された場合は、以下の条件を守らなければなりませんので御了承ください。

(1) 報告書の提出

補助金は、原則として対象事業の実績報告書（当該年度の成果に係る報告書及び使用した経費に係る経理的証拠書類等）を提出いただき、その内容を確認した上で交付します。

事業の終了後5年間、事業化等の状況について報告書の提出を求めることがあります。

(2) 補助事業の変更等

交付決定を受けた後、事業の経費の配分又は内容を変更しようとする場合、若しくは補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、事前に承認を得なければなりません。

(3) 書類の保存

事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、交付年度終了後5年間保存しなければなりません。

(4) 検査

事業期間中（年度終了後）又は事業終了後の確定検査のため、必要に応じて実地検査に入ることがあります。

(5) 収益納付

本事業による事業化又は知的財産権の譲渡又は実施権設定及びその他当該事業の実施結果の他への供与により収益が得られたと認められる場合、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額について納付を求めることがあります。